

平成29年2月定例農業委員会議事録

(開会 2月24日(金)午前9時)

(欠席委員)増岡和明委員

(事務局出席者)廣戸事務局長、山田次長、久野主幹、原田副主幹、
鈴木主任主査、成田主査、農崎主事

(傍聴人) 0名

議長：ただいまから2月定例農業委員会を開催します。現在の出席委員は、18名です。議事録署名者の委員を選任します。本日の議事録署名者は、9番の光岡靖夫委員、10番の原田一豊委員にお願いします。それでは、議事に入ります。

議長：議案第42号について、事務局から説明を求めます。

【議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明のありました番号1 三好下、西一色の件について、地元委員からご意見をお願いします。

竹谷委員：図面をご覧ください。申請地は畑で、3年程前にミカンを植え付けし、ようやく収穫が出来るようになった状態です。法面に防草シートが張られており、適正に管理、耕作がされています。申請地は畑総事業で整備された農地で、耕作するのに非常に良い場所に位置しています。土地所有者は73歳になり体調面も優れず、4年前に夫が亡くなり、後継者もないため、農業をやめるとの意向がありましたところ、今回、適正に管理ができる方へ売却する決意をしたとのことで、特に問題はないと思いますので審議の程、よろしくをお願いします。

議長：続きまして、加藤英幸委員からご意見をお願いします。

加藤委員：昨日、譲受人にお話しをお聞きしました。申請地は購入した後も、現在のミカンをそのまま耕作していくとのことです。昨年からは農地を新たに借りて農業経営の規模拡大に取り組んでおり、栗や梅、野菜等を耕作しているとのことで、特に問題ないと思いますので、審議の程、よろしくをお願いします。

議長：ただいま地元委員より説明のあった番号1について、意見のある方は挙手をお願いします。

近藤(雅)委員：農事従事者が4名とありますが、4名の年齢構成を教えてください。

事務局：経営者は資料にあるとおり73歳、経営者の妻が67歳、息子が38歳、息子の妻が43歳という構成です。現在、経営者は73歳という年齢ではありますが、息子とも同居されており、一緒に今後も農業をしていくという話を伺っています。

議長：その他に意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号1について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1について、許可することとします。

《採決結果：議案第42号、全員賛成》

議長：議案第43号について、事務局から説明を求めます。

【議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明。立地基準：番号1は第2種農地、番号2は第3種農地》

議長：ただいま事務局から説明のありました番号1 福田の件について、地元委員からご意見をお願いします。

近藤(邦)委員：この案件については、11月頃から地区への説明があり、今回申請に至った案件です。申請地に太陽光発電施設を設置したいとのことです。申請地は県道のすぐ南側、西側には境川がある場所に位置しており、申請地と隣接して、大きな排水路が位置しています。そのため大雨になると、畑に穴があいてしまうため、農業法人にも耕作を断られた農地です。今までは保全管理として管理はされておりましたが、今回の申請となりました。11月21日に区長、土地改良工区長と現地を確認しまして問題ないとの意見となり、1月28日の福田行政区の評議委員会でも問題ないとの意見となりましたので、審議の程、よろしくをお願いします。

議長：ただいま地元委員より説明のありました番号1について、ご意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号1について、県に対し進達するにあたり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：続きまして、番号2、福谷の件について、地元委員として私から意見を申し上げます。

この件については、先ほど事務局から説明がありましたように、昨年9月に農振除外にて審議をいただいております、問題ないとの回答を頂いた案件です。事業者は平成26年にできたばかりのクリニックであります、非常にお客さんが多く、駐車場が足りないとのこと。2月8日に行政区の土地利用審査会にかけましたところ、行政区、土地改良区工区長、いずれも異議なしという意見をいただいておりますので、特に問題ないと思いますので、審議の程、よろしく申し上げます。

ただいま地元委員として説明しましたが、ご意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号2について、県に対し進達するにあたり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号2について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第43号 全員賛成2件》

議長：議案第44号について、事務局から説明を求めます。

【議案第44号 相続税納税猶予に係る証明願について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明がありました番号1 新屋の件について、地元委員からご意見をお願いします。

原田委員：先ほど事務局から説明がありました5筆についてですが、現地を2月18日に確認しまして、全て水稲が耕作されていると確認をしました。適正に管理をされていますので、問題ないと思います。審議の程、よろしく申し上げます。

議長：ただいま地元委員より説明のありました番号1について、ご意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見もないようですので、採決をとります。番号1について証明書を発行することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：番号1について、全員賛成により証明書を発行することとします。

議長：続きまして、番号2 三好下、福田の件について、地元委員からご意見をお願いします。

竹谷委員：三好下の農地については、畑総事業がされた場所で、現在は夢の実ファームが管理しており、桃や梨などが耕作されています。福田地区の農地についても確認しましたが、植えて30年位経過した梨畑ですが、適正に管理されている状況を確認しました。特に問題ないと思いますので、審議の程、宜しくお願いします。

議長：つづきまして、近藤委員からご意見をお願いします。

近藤（邦）委員：ただ今、竹谷委員が言われたように、明知町八和田山地区の農地については、福田地区の管轄であるため、私から説明を申し上げます。現場を2月16日に事務局と一緒に確認しましたが、梨がきれいに耕作されていました。南東に少し低くなっている農地で、非常にいい梨畑として管理されておりましたので、問題ないと思います。審議の程、よろしくをお願いします。

議長：ただいま地元委員より説明のありました番号2について、ご意見のある方は挙手をお願いします。

（質問、意見等なし）

議長：ご意見もないようですので、採決をとります。番号2について証明書を発行することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員賛成）

議長：番号2について、全員賛成により証明書を発行することとします。

清水委員：番号3については現在、特定貸付けとして、新しくできた法人が耕作されており、すべて適正に管理されている状況です。特に問題はないかと思えますので、審議の程、よろしくをお願いします。

議長：ただいま地元委員より説明のありました番号3について、ご意見のある方は挙手をお願いします。

（質問、意見等なし）

議長：ご意見もないようですので、番号3について証明書を発行することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員賛成）

議長：番号3について、全員賛成により証明書を発行することとします。

《採決結果：議案第44号 全員賛成3件》

議長：続きまして、議案第45号について、事務局から説明を求めます。

【議案第45号 農用地利用集積計画の決定について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明がありましたことについて、何かご意見等はありませんか。

木戸委員：公益財団法人愛知県農業振興基金が利用権の設定を受けるとのことですが、農地中間管理機構との権利設定は全て使用貸借権になるのですか。

事務局：すべてが使用貸借権の設定となる訳ではありません。権利の種類としては、賃借権、使用貸借権の2つですが、双方の話し合いによって権利の内容が決まることとなります。今回については使用貸借権の設定となりました。

鈴木(文)委員：今回の農地についてはどのような経緯で農地中間管理権の設定となったのですか。

事務局：番号1、番号2については、平成27年度に実施した農地利用意向調査の結果、農地中間管理機構を利用するとの意向を頂いた案件です。意向を頂いた後に農地中間管理機構へ通知し、借受先と話が整ったため、今回の手続きとなりました。番号3、番号4については、平成27年度の利用意向調査にて意向を頂いたものの、6ヶ月を経過した後も農地の利用が改善されなかったため、農地中間管理機構と協議する旨の勧告を実施しました。その勧告に基づき借受希望者と調整をし、協議が整ったため、今回の申し出に至りました。

議長：その他に、何かご意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等もないようですので、利用権設定に賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：本件について、全員賛成により決定することとします。

《採決結果：議案第45号、全員賛成》

議長：続きまして、諮問第4号について、事務局から説明を求めます。

【諮問第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明がありましたことについて、何かご意見等はありませんか。

清水委員：先ほどの利用権設定についてと、農用地利用配分計画の決定の関係についてご質問しますが、農地中間管理機構は、借受先が見つかる前に農地を借り受けてくれるのですか。

事務局：貸し付けの流れについて説明します。今回の4筆については、先程説明した通り2つの異なる手続きにより、農地中間管理権の設定を行うこととなり

ますが、どちらも該当する農地の一覧表を農地中間管理機構へ提出することとなります。農地中間管理機構が借り受け希望の申し出のある担い手へ、借り受けが可能な農地があるかどうかについて聞き取っていただき、借り受け可能な農地がある場合、農地中間管理権の設定のための手続きを始めることとなります。

議長：その他に意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。諮問第4号について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、諮問第4号について、適当であるとして、市へ答申することとします。

《採決結果：諮問第4号 全員賛成1件》

[報告事項]

1 平成29年1月分農地転用届出の受理状況について

(事務局説明)

議長：ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見等のある方は挙手をお願いします。

(意見、質問等なし)

議長：以上で予定していました議事等は全て終了いたしました。これをもちまして、議長の職を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

事務局：その他連絡事項について、事務局から説明をさせていただきます。

- 1 平成29年度みよし市農業委員会定例会議の日程について
- 2 平成28年度農業委員会先進地視察研修の会計報告について

事務局：何かご質問等があればお願いします。

(意見、質問等なし)

事務局：以上をもちまして、2月定例農業委員会議を終了いたします。一同ご起立下さい。一同礼。

(閉会午前10時30分)